

公立鳥取環境大学全学情報システム運用委員会規程

平成28年4月1日
公立鳥取環境大学規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程第11条に規定する全学情報システム運用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程に定める次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する全学情報システム総括責任者
- (2) 全学情報システム総括責任者が推挙し、学長が指名する全学情報システム実施責任者。
- (3) 管理運営部局長
- (4) 部局長が指名する部局情報システム実施責任者
- (5) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、全学情報システム総括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 公立鳥取環境大学情報セキュリティ基本方針及び公立鳥取環境大学情報システム運用規

- 則の改廃に関すること。
- (2) 本学情報システムの運用と利用及び教育に係る規定、細則、内規等及び手順等の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 本学情報システムの運用と利用に関する教育計画の制定及び改廃、並びにその計画の実施状況の把握に関すること。
 - (4) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施に関すること。
 - (5) その他本学情報システムに関連する事項で、学長から諮問された事項及び委員長が必要と認めた事項

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、職員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 作業部会は、2項に掲げた職員のうち、委員長が指名する者が統括する。

(報告)

第9条 委員長は、第7条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第10条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、図書情報課が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。